

New Creation Church in Kyoto since 1997

Miracles



2020年5月17日号 No.1206

丁寧に！

主管牧師 藤林イザヤ

先週の日曜日、宗教法人「京都中央チャペル」の設立総会を開催することができました。7頁に、その公告が記載されていますので、ご確認下さいませ。

今後の申請に向けてのスケジュールは、以下のようになります。14日(木)に掲示板に公告しました。公告が終了しますが、24日(日)になります。そして、その後宗教法人法の規定により、その後ひと月間を措置期間として待つことになります。この間に、2020年度のチャーチ・ビルダーズ・カンファレンス

(Church Builders Conference 2020)、京都中央チャペルの年次定例の信徒総会を実施します。6月14日(日)の聖日礼拝後に開催する運びとなりました。

さて、信徒総会后、6月24日に措置期間が終了します。すると、正式な本申請が行えるということです。以上のような流れで、宗教法人設立が実現していきますので、よろしく覚えてお祈り下さいませ。

こうして準備を進めながら、つくづく思います。こうした法律に基づいた手続きは、実に厳格なものです。表現、表記法に至るまで、そう、一点一画まで、精査されていくことになります。私などは、大ざっぱな人間ですから、あらら、ここも、あそこも、という風に抜けが相当あるものです。丁寧に「**添削！**」をして頂いて初めて気付く……ということも多々！あります。

もちろん、担当者の方も悪気があってなさっている訳では無いのです。それぐらい厳密にしておくことが、将来の禍根を残さないため、だからです。なので、訂正印で済ませないで、作り直していきます。丁寧に！進めることの大切さを深く学んでいる手続きでした。

2020年5月17日(日) 聖日礼拝 11時00分

主題『大胆に生きる!』

説教者：藤林イザヤ

聖書箇所 ヨハネ伝 8:31-32

31 イエスは、御自分を信じたユダヤ人たちに言われた。「わたしの言葉にとどまるならば、あなたたちは本当にわたしの弟子である。

32 あなたたちは真理を知り、真理はあなたたちを自由にする。」

<真理が自由にする!>

ユダヤ人の中に、イエスを神の子として信じた者が現れた!

→「本当に」弟子であるかどうかは、言葉に留まるかどうか?

⇒真理なるイエスを知ると罪の支配から解放され自由になる!

ヨハネ伝 8:33-38

33 すると、彼らは言った。「わたしたちはアブラハムの子孫です。今までだれかの奴隷になったことはありません。『あなたたちは自由になる』とどうして言われるのですか」

34 イエスはお答えになった。「はっきり言うておく。罪を犯す者はだれでも罪の奴隷である。35 奴隷は家にいつまでもいるわけにはいかないが、子はいつまでもいる。

36 だから、もし子があなたたちを自由にすれば、あなたたちは本当に自由になる。

37 あなたたちがアブラハムの子孫だということは、分かっている。だが、あなた

たちはわたしを殺そうとしている。わたしの言葉を受け入れないからである。

38 わたしは父のもとで見たことを話している。ところが、あなたたちは父から聞いたことを行っている」

<血によらず！>

ユダヤ人は、肉的な血族としてはアブラハムの子孫である！

→罪を犯す者は、罪の支配下にあり、不自由な奴隷である！

⇒自由にする御子の言葉を拒絶するならば、奴隷に留まる！

(メッセージ・ポイント)

① 真理なる言は、

あなたを（ ）にする！

C ㊦使徒言行録 28:31

31 全く自由^に何の妨げもなく、神の国を宣べ伝え、主イエス・キリストについて教え続けた。

C ㊦ガラテヤ書 5:13

13 兄弟たち、あなたがたは、自由^{を得る}ために召し出されたのです。ただ、この自由を、肉に罪を犯させる機会とせず、愛^{によって互いに仕え}なさい。

② 奴隷ではなく、

() だと自覚しよう！

Cカヨハネ伝 1.13

13 この人々は、血によってではなく、肉の欲によってではなく、人の欲によってでもなく、神によって生まれたのである。

Cカヘブライ書 4.16

16 だから、憐れみを受け、恵みにあずかって、時宜にかなった助けをいただくために、**大胆に**恵みの座に近づこうではありませんか。

2020年5月10日(日)の聖日礼拝後に、宗教法人「京都中央チャペル」の設立総会が開かれ、出席者により承認され、正式決定されました。よって、ここに公告します。本日と、次週のウィークリィに、2回掲載します。

宗教法人「京都中央チャペル」設立公告

宗教法人法による宗教法人「京都中央チャペル」を設立することになりましたので、同法第12条第3項の規定により公告します。

令和2年5月14日(木)

信徒その他利害関係者各位

宗教団体 京都中央チャペル

代表者

藤村 伸也



1 宗教法人「京都中央チャペル」規則(案)の要旨

宗教法人としての「規則(案)」を定めました。この「規則(案)」に則って当該宗教法人は運営を行います。諸規定や詳細な事項については、掲示板のところに「規則(案)」が懸垂されているので、各自ご確認下さい。

2 設立の趣旨その他必要と認めた事項

京都中央チャペルは、1997年4月に、本部教会からの株分けという形で開拓を始めました。以来宗教法人京都福音教会の傘のもとで、宣教活動を行ってきました。2001年11月30日に、現在の礼拝堂及び事務所がある $\alpha\beta\alpha$ -HOUSEを購入、取得しました。この時点で、本部教会のホザナセンターにあった事務所を移転し、市内の中心部での活動を本格化しました。

これまでの宗教団体としての活動について、法人となることにより、活動の永続性を持たせるため、この度、宗教法人「京都中央チャペル」を設立することとなりました。

以上

★今週の予定

2020年5月21日(木) BLD 祈祷会 19:30- アバハウス2階

★礼拝のご案内

日曜日 教会学校・New Creation Seminar 9:30- アバハウス3階
聖日礼拝 11:00- アバハウス1・2・3階
手話礼拝 11:00- アバハウス1階(第三週目の聖日礼拝)
支援礼拝 13:30- アバハウス2階
ろうあ者学び会 14:00- アバハウス3階(第三週日曜日)
木曜祈祷会 19:30- アバハウス2階

★5月の予定 ※緊急事態宣言発令中は、聖日礼拝、祈祷会以外はお休みにします。

17日(日) 聖日礼拝 アバ2階 11:00-
21日(木) BLD 祈祷会 アバ2階 19:30-
24日(日) 聖日礼拝 アバ2階 11:00-
28日(木) BLD 祈祷会 アバ2階 19:30-
31日(日) 聖日礼拝 アバ2階 11:00-

◆2020年5月14日のBLD 祈祷会出席者数 《合計20名》

◆2020年5月10日(日)の礼拝出席者数 《合計54名》

礼拝…24名 Zoom…30名

京都中央チャペル (αβα - HOUSE)

〒604-0845 京都市中京区烏丸御池上る二条殿町540

Tel: 075-229-3058 Fax: 075-229-3059

<http://www.chuochapel.com>

郵便振替 01090-3-52922 名義: 京都中央チャペル